

# 自主防災組織 活動マニュアル



豊橋市

# はじめに

この「自主防災組織活動マニュアル」は、自主防災組織の指導的立場となる防災会長や防災リーダー等が、自主防災組織の運営や防災に関する活動を行っていただく際の手引書として作成したものです。

本市においても大規模な被害が想定される南海トラフ地震などの大災害が発生した際は、市民一人ひとりによる「自助」、町内や隣近所などが協力し合う「共助」がとても重要となります。災害発生時の被害軽減のため、このマニュアルを参考に、日ごろから自主防災組織の組織づくり等に努めていただくとともに、地域防災訓練を通じた地域防災力の向上にご協力くださいますようお願いいたします。

## ときに頼もしく、ときに心配性な、 とよはし防災リーダー応援隊長「ハッシーくん」誕生

災害が起こる前も、災害が起こったあとも、地域防災の要として最前線で活動する防災リーダー・ハッシーくん。幼少期、地震で倒壊した建物の下敷きとなっていた時に誰かに救助された過去を持つ。運命的に出会ったその誰かは、豊橋市で活動するボウサイマン Z だった。憧れのボウサイマン Z と一緒に活動するうちに、ある事に気づく。それは、「多くの市民は防災リーダーの活動を知らないこと」。危機感を持ったハッシーくんは、(自称)とよはし防災リーダー応援隊長を名乗り、活動の PR を決意する。

一方で、被災した経験から極度の心配性であるハッシーくん。普段は応援隊長として責任感あふれる頼もしい存在だが、背負っているリュックを下ろすと、急に不安を煽る悪い一面が現れる。しかも、口癖の「~かもよ」が、ときに周りを困らせる。その強烈な煽り具合には、市民の命を守るため情熱に燃えるあのボウサイマン Z も頭を悩ませている。

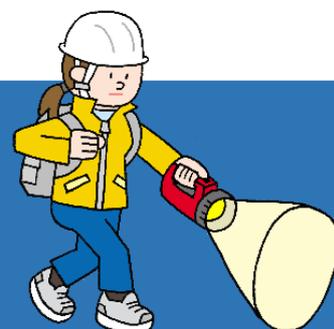
応援隊長としての大いなる責任感と南海トラフ地震などの災害に対する神経質な性(さが)に翻弄されながら、ハッシーくんは今日も豊橋の街のどこかで PR 活動を続ける……。



# 目次

1. 自主防災組織.....	1
(1) 自主防災組織とは .....	1
(2) 自主防災組織の必要性.....	1
(3) 組織づくり .....	2
(i) 組織の規模と構成 .....	2
(ii) 組織の体制と役割 .....	2
(4) 他機関・組織との連携 .....	7
2. 災害と防災対策.....	8
(1) 本市に予測される災害.....	8
(i) 洪水 .....	8
(ii) 台風による災害 .....	8
(iii) 土砂災害 .....	9
(iv) 竜巻 .....	9
(v) 津波 .....	9
(vi) 南海トラフ地震.....	9
(2) 本市の防災対策.....	9
(i) 情報伝達手段 .....	9
(ii) 避難場所・避難施設等 .....	10
(iii) 公的備蓄 .....	11
(3) 過去の災害に学ぶ .....	11
(i) 阪神・淡路大震災に学ぶ.....	11
(ii) 東日本大震災に学ぶ .....	11
(iii) 熊本地震に学ぶ .....	12
3. 平時の活動 .....	13
(1) 地域の特性を知る.....	13
(2) 地域の資源を知る.....	15
(3) 台帳等の整備 .....	16
(4) 防災マップづくり .....	18
(5) 防災啓発活動・防災訓練・資材等の確保等 .....	19
(i) 防災啓発活動.....	19
(ii) 防災訓練 .....	19
(iii) 資機材の確保 .....	19

(iv) 本市が実施する各種講座等.....	20
4. 災害時の活動.....	21
(1) 洪水・台風・竜巻.....	21
(i) 事前の対策.....	21
(ii) 水害発生時の行動.....	21
(iii) 風水害による被害が発生した場合.....	22
(2) 地震.....	22
(i) 地震発生中の行動.....	22
(ii) 地震直後の行動～状況確認・津波浸水地域の避難誘導～.....	22
(iii) 地震直後の行動～出火防止・初期消火～.....	23
(iv) 地震直後の行動～安否確認、救助・救護活動～.....	23
(v) 地震直後の行動～安全点検・避難誘導～.....	24
(vi) その後の活動～避難所開設・運営、情報の把握・管理～.....	24
(3) 避難所運営.....	25
(i) 避難所の開設.....	25
(ii) 避難所運営委員会の立ち上げ.....	25
(iii) 在宅避難者への支援.....	26
(iv) 要配慮者への支援.....	26
5. 防災関係機関等連絡先.....	27
(1) 関係機関連絡先.....	27
(2) 自主防災組織連絡先.....	28



# 1. 自主防災組織

## (1) 自主防災組織とは

自主防災組織は、住民が協力・連携して災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動する組織です。自主防災組織は、平時から防災訓練など災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、発災時には被害を最小限に食い止めるための活動や復興のための活動を行います。

時期	活動例
平時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災知識の普及、啓発</li><li>・ 防災訓練</li><li>・ 防災関係資機材等の点検</li><li>・ 防災マップ等の作成</li><li>・ 要配慮者等の把握</li><li>・ 他の自主防災組織との調整など</li></ul>
初動期 (発災～3日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初期消火活動</li><li>・ 救出、救護活動</li><li>・ 安否確認</li><li>・ 被害状況の把握、伝達</li><li>・ 市の災害対策本部との調整（校区防災会連絡協議会）など</li></ul>
応急期 (3日～1か月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所運営</li><li>・ 衛生管理</li><li>・ 給食、給水活動 など</li></ul>
復興期 (1か月～)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 復興のための組織づくり</li><li>・ 復興活動 など</li></ul>

## (2) 自主防災組織の必要性

過去の震災では、広範囲にわたる甚大な被害、ライフラインの途絶、公的機関職員の被災等で、特に初動期における公的な援助が十分に機能していなかったことが分かっています。そこで、自分の命だけでなく、家族、隣人、友人など大切な命を守るために、平時から自主防災組織の活動を通じて、住民が協力・連携し防災対策に取り組むことが大切です。

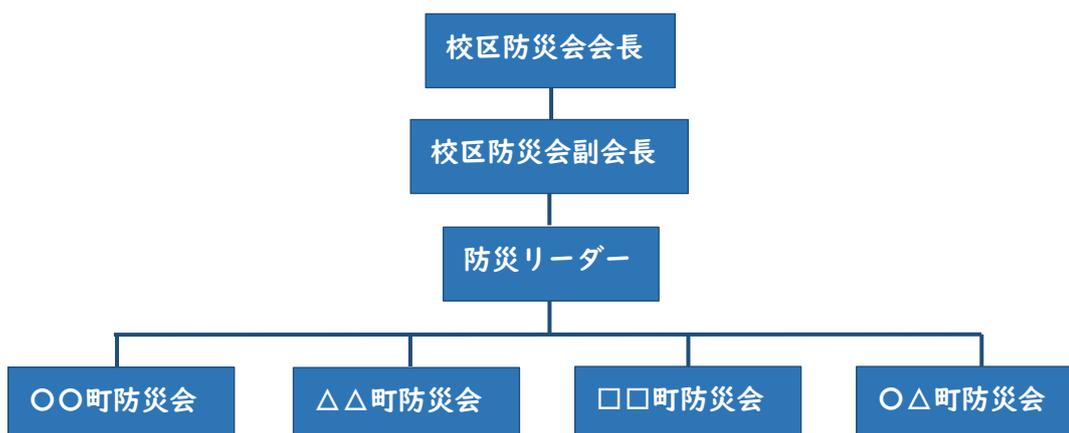
また、大規模な災害が発生した場合には、避難所生活が長期化し、様々なトラブルが発生するため、自主防災組織が中心となり、地域住民によって避難所を円滑に運営することが重要となります。

### (3) 組織づくり

#### (i) 組織の規模と構成

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通の目的に向かって活動を行う自主防災組織は、日常生活の一体性を感じることができる町単位で結成することを基本とします。また、住民自治組織である町自治会を基盤に、小さなお子さんのいる方、障害のある方、外国籍の方や性的マイノリティの方等多種多様な住民で構成する組織とすることが大切です。

しかし、町自主防災組織（以下、町防災会）だけでは対応できない場合や災害が広範囲に及ぶ場合などは、各町防災会が互いに連携し、活動することが必要となります。このため、各町防災会が円滑に活動できるよう、校区単位でも各町のとりまとめや調整を行うための体制づくり（校区防災会連絡協議会（以下、校区防災会））が必要となります。

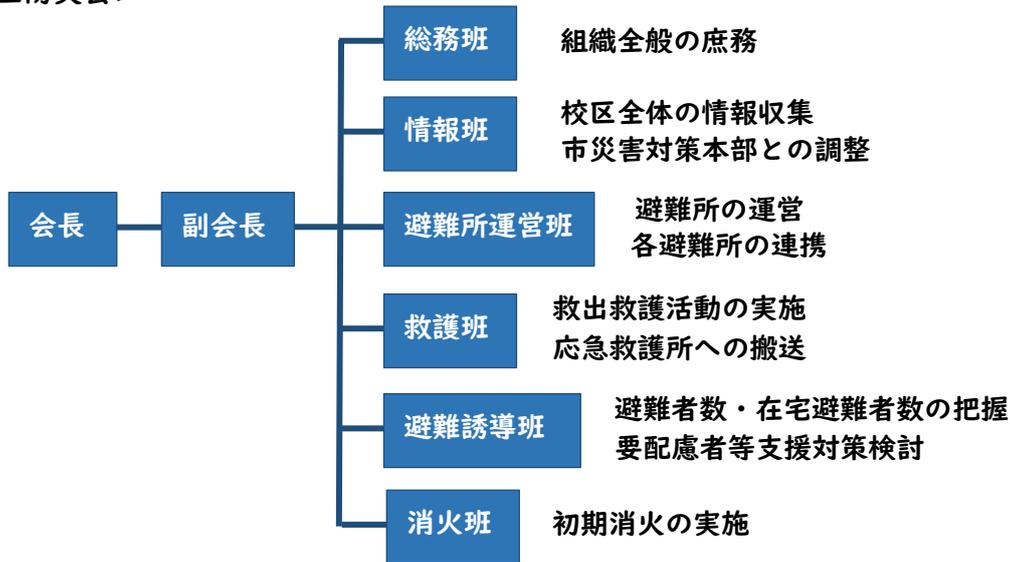


#### (ii) 組織の体制と役割

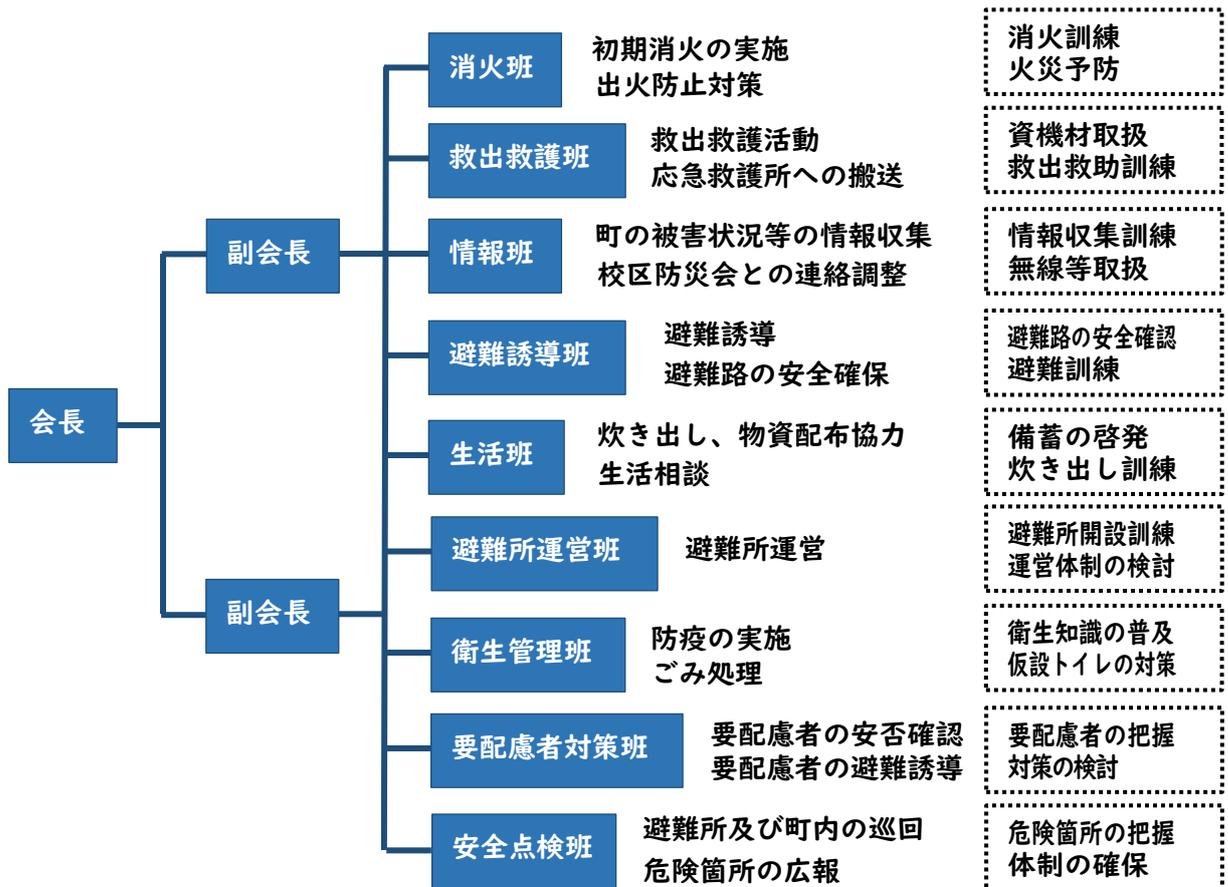
自主防災組織は、会長を指揮命令系統の長として活動しますが、訓練や講習などの企画・啓発活動などは、防災リーダーなどを中心として実施します。自主防災組織と防災リーダーは、日頃からお互いに思いやりと助け合う心を持って力を合わせ、いざという時にそれぞれの役割分担に基づいて行動できるような体制づくりをしておくことが大切です。

組織は、次ページの図を参考に、地域の実情を踏まえて取り組むべき活動を分析し、その体制と役割を事前に定めておく必要があります。ただし、災害時には、すべて計画通りにいくわけではありませんので、事態に柔軟に対応できるような組織体制と役割分担を考えておきましょう。

<校区防災会>



<町防災会>



は平時の活動

※要配慮者とは、避難行動要支援者を指す。以下、同義。



<各班の業務例>

総務班

【平時】

- ・組織体制の構築
- ・各班、関係機関の事前調整

【災害時】

- ・自主防災会の組織の指揮・調整
- ・被害や避難所の状況の全体把握
- ・関係機関との調整

情報班

【平時】

- ・防災に関する知識の普及啓発
- ・防災台帳の作成
- ・情報の伝達、収集訓練の実施

【災害時】

- ・災害情報の収集、伝達
- ・被害情報の把握
- ・安否確認
- ・市災害対策本部との調整
- ・避難指示の伝達

避難所運営班

【平時】

- ・避難所開設訓練の実施
- ・避難所運営委員会の組織づくり
- ・避難所としての施設利用計画の更新

【災害時】

- ・避難所運営委員会の立ち上げ
- ・避難所の運営補助
- ・避難所運営委員会と自主防災会の調整

救出救護班

【平時】

- ・応急手当、搬送法の訓練
- ・応急救護所の確認
- ・救出資器材の点検

【災害時】

- ・負傷者の救出、応急手当
- ・応急救護所への搬送
- ・救出救護用資器材の準備

避難誘導班

【平時】

- ・避難路、避難場所の周知と現状把握
- ・避難誘導資器材の確保、管理
- ・避難誘導訓練の実施

【災害時】

- ・安全な避難路、避難場所の指示
- ・早めの避難行動を促すための説得
- ・要配慮者の避難支援
- ・避難場所での混乱防止



5





### 消火班

#### 【平時】

- ・危険物の把握、点検
- ・消火用資機材の確保、管理
- ・出火防止策の周知

#### 【災害時】

- ・出火防止の呼びかけ
- ・初期消火の実施
- ・消防団等と協力した消火活動

### 生活班

#### 【平時】

- ・炊き出し、給水訓練
- ・給食給水資機材の確保、管理
- ・防災井戸の確認
- ・在宅避難者向け支援方法の検討

#### 【災害時】

- ・物資の配布と管理
- ・ボランティアとの連絡調整
- ・地域住民の生活再建支援
- ・給食給水活動

### 衛生管理班

#### 【平時】

- ・ごみの集積、処理方法の確立
- ・避難所の衛生管理の勉強
- ・消毒等衛生用品の確保

#### 【災害時】

- ・避難所の衛生管理（ごみ・掃除）
- ・衛生用品の確保
- ・トイレの確保、衛生管理

### 要配慮者対策班

#### 【平時】

- ・要配慮者の把握
- ・個別避難計画（要配慮者の避難計画）
- ・被災後の生活支援計画の作成
- ・支援者の確保
- ・福祉関係機関との連携、調整
- ・子どもの支援体制確立

#### 【災害時】

- ・要配慮者の安否確認
- ・支援者への連絡
- ・要配慮者の生活支援
- ・要配慮者の避難支援
- ・子どもへの支援  
（日中活動、心のケア、遺児等）

### 安全点検班

#### 【平時】

- ・建物の耐震化、家具の固定状況等の確認
- ・各避難経路の危険物の確認
- ・安全点検項目の確認
- ・避難所等の見回り体制の確立

#### 【災害時】

- ・避難経路、避難所の安全点検
- ・危険箇所の通行止め
- ・避難所等施設の安全点検
- ・避難所、地域の防犯パトロール  
（男女チームを作る）

#### (4) 他機関・組織との連携

「自分たちのまちは自分たちで守る」ための自主防災組織ですが、近隣の町・校区防災会や関係機関と連携することも大切です。

本市には大雨や台風による洪水、土砂災害、高潮、竜巻、南海トラフ地震や津波等様々な災害が起こる可能性があり、地域によっては避難所までの経路に河川があり水害時に最寄りの避難所に避難できなかったり、最寄りの避難所が浸水してしまうことがあります。そのような場合に、近隣の避難所へ避難し、協力して避難所運営ができるよう、事前に近隣の町や校区と連携・協力体制を取っておくことが重要です。

#### 【 校区／町】自主防災会避難所

避難所名	担当防災会	
例) ●●小学校	●●町防災会	●●町と〇〇町が避難

#### 【 校区／町】自主防災会代替避難所

避難所名	所在校区	協力体制
例) △△中学校	□□校区	△△中学校で共同防災訓練を実施

※避難所が浸水地域にある場合は、代替避難所を検討しておくが良い

※代替避難所がある校区防災会又は町防災会と事前に協力体制をとっておくが良い

## 2. 災害と防災対策

### (1) 本市に予測される災害

本市には、前述のとおり様々な災害が起こる可能性があります。それぞれの災害ごとに危険な地域が異なるため、自分たちの地域にどのような危険性があるかを事前に把握することが大切です。詳しくは、「豊橋市防災ガイドブック」、「ちずみる豊橋」、「マップあいち」に掲載されているハザードマップをご覧ください。

#### (i) 洪水

本市には複数の河川があり、それぞれ潮位や大雨の影響を受け、氾濫する危険があります。直近では、平成 20 年 8 月に柳生川が氾濫し、床上浸水被害が多数発生しました。洪水の場合、早期避難が重要なため、事前に自分の地域が浸水するかを把握しておきましょう。

河川名	浸水する危険性のある校区
豊川	下地校区、大村校区、津田校区、前芝校区、牛川校区、松葉校区、花田校区、吉田方校区、牟呂校区、下地校区、賀茂校区、西郷校区、玉川校区
豊川放水路	下地校区、大村校区、津田校区、前芝校区
柳生川	松山校区、福岡校区、つつじが丘校区、磯辺校区、羽根井校区、向山校区、新川校区、汐田校区、中野校区、豊校区、牟呂校区
梅田川	芦原校区、高師校区、磯辺校区、栄校区、幸校区、細谷校区、植田校区、大崎校区、谷川校区、天伯校区、二川校区、二川南校区、汐田校区、野依校区
佐奈川	前芝校区
音羽川	前芝校区
紙田川	老津校区、杉山校区

#### (ii) 台風による災害

台風は接近に伴い、大雨・強風などによる被害が発生するほか、高潮や竜巻による被害が発生することもあります。直近では、平成 21 年の台風第 18 号により高潮被害が、平成 29 年の台風第 5 号により竜巻被害が、平成 30 年の台風第 24 号により大規模な停電が発生しました。台風は事前に経路や規模が予測できるため、しっかり情報収集し、事前の対策をとるようにしましょう。

### (iii) 土砂災害

本市には、多数の土砂災害（特別）警戒区域があります。土砂災害は、命に直結することが多いため、事前の避難が重要です。あらかじめ自分の地域の危険箇所を把握しておきましょう。

### (iv) 竜巻

本市では、たびたび竜巻が発生しています。竜巻が発生しやすい気象条件の場合、竜巻注意情報が発表されるため、屋内に避難する等の対策がとれるよう事前に周りの状況を把握しておきましょう。

### (v) 津波

地震に伴い、大規模な津波が襲来することが想定されています。津波浸水地域は、情報収集手段を確保し、避難訓練をしっかりと行うことが大切です。

### (vi) 南海トラフ地震

近い将来南海トラフ地震という大規模な海溝型地震が起こり、大きな被害が発生すると言われています。本市が平成26年に発表した理論上最大モデルでは、市内の大部分の地域で震度7を観測し、68,215棟の建物被害、4,733人の死者が予測されています。大規模な地震が発生すると各ライフラインが長期間途絶するため、事前の備えが大切です。

## (2) 本市の防災対策

### (i) 情報伝達手段

#### ○デジタル防災行政用無線（MCA 無線）

災害時における情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うことを目的に、本市関係課ほか避難所等災害関係機関に整備しています。

#### ○同報系防災行政無線

屋外拡声子局から緊急情報をサイレンや音声で伝達する無線システムで、市内に63か所設置されています。

#### ○豊橋ほっとメール

緊急地震速報をはじめ各種気象情報や本市が発表する避難情報等を携帯電話等にメールでお知らせしています。登録は無料です。

#### ○豊橋防災ラジオ

緊急情報を受信すると、自動的に起動し、最大音量で情報を伝える防災ラジオを市内電機商業組合加盟店で販売しています。

#### ○Hazardon（ハザードン）

スマートフォンのアプリ上で避難所の開設状況や混雑状況が閲覧できるほか、「豊橋ほっとメール」と同じ情報がプッシュ通知で受信できます。登録は無料でできます。

### (ii) 避難場所・避難施設等

#### ○指定避難所

災害により被害を受け自宅の家などを失い居住できなくなった時や、被害のおそれのある場合に避難する場所で、第一指定避難所（校区市民館・地区市民館）、第一指定避難所が収容能力を超えた場合などに開設する第二指定避難所（小・中学校など）を避難所として指定しています。詳しくは、「豊橋市防災ガイドブック」をご覧ください。

#### ○指定福祉避難所

指定避難所での避難生活が困難な被災者がいる場合、開設する避難所として、市内に10か所指定しています。

#### ○一時避難場所

自主的に避難して様子を見る場所です。地域ごと定めていることが多くなっています。

#### ○避難支援場所

指定避難所へ速やかに避難することが困難な場合の一時的な避難場所です。

#### ○広域避難場所

大地震によって市内で大規模な火災が発生した場合に、火災から命を守る避難場所です。豊橋公園等の大きな公園7か所を指定しています。

#### ○帰宅困難者等支援施設

大地震の発生直後に、公共交通機関の運航停止によって駅周辺に滞留した人の帰宅を支援するための施設で、豊橋駅前の公共施設を指定しています。

#### ○津波避難施設

避難行動要支援者が津波から命を守るために一時的に避難する場所です。3か所の津波防災センターのほかに、27の公共施設と25の民間施設が津波避難ビルに指定されています。

#### ○応急救護所

大地震の際に、負傷者に対し応急的な救護活動を実施するための場所です。市内の小中学校など24か所を指定しています。

#### ○防災拠点公園

市街地における災害応急復旧の活動拠点となる公園です。資機材が備え付けられています。

### (iii) 公的備蓄

#### ○備蓄食料

乾パン、缶入りパン、アルファ化米などを5万人×1日2食×3日分で30万食

#### ○備蓄品

簡易トイレ、毛布、救急用品、ライト、発電機、テント、救助用資機材など

## (3) 過去の災害に学ぶ

### (i) 阪神・淡路大震災に学ぶ

阪神・淡路大震災は平成7年1月17日に発生し、建物や家具に押しつぶされたり、発生した火災に巻き込まれたりして多くの方が亡くなられた一方で、共助により多くの命が救われた震災でした。地震発生直後には約16万4千人ががれきの下敷きとなり、そのうち自力で脱出できなかった約3万5千人が生き埋めになりましたが、約2万7千人が地域住民により救出されました。大規模震災の直後は、建物や電柱等の倒壊、火災により道路が使用できなくなることも多く、公的機関による救助・消火活動には限界があります。そのため、地域の日頃のコミュニティ活動により顔の見える関係づくりをしておくことが大切です。

### (ii) 東日本大震災に学ぶ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、津波による被害が甚大な震災でした。その中で、津波による死者・行方不明者が1,000人を超える釜石市で、児童・生徒ほぼ全員が無事に避難できた事例がありました。この「釜石の奇跡」と呼ばれる事例は、数年間に及ぶ継続的な防災教育により教えられた「避難三原則」を児童・生徒たちが守り抜いたからでした。大規模震災では、想定外の事態が起こることもあるため、事前の備えをしっかりと、自ら率先して行動することが大切です。

#### 避難三原則

##### ① 想定にとらわれるな

ハザードマップはあくまでも想定です。それ以上の災害が起きる場合も考えて行動しましょう。

##### ② その状況下において最善を尽くせ

「ここまで来れば大丈夫」と考えず、常にできることを考えましょう。

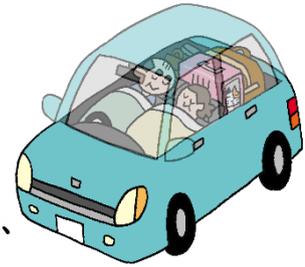
##### ③ 率先避難者たれ

率先して避難すれば、その姿を見て周囲の人もついてきます。まずは自分の命を守り抜くことが大切です。

### (iii) 熊本地震に学ぶ

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、被災者の災害関連死が注目された震災でした。避難所で長時間同じ姿勢でいたり、狭い車の中で寝泊まりを行ったりすることで、エコノミークラス症候群と呼ばれる、血栓ができて呼吸困難等の重大な症状を引き起こす病気になってしまう被災者が多数発生しました。

エコノミークラス症候群を防ぐためには、こまめな水分補給や運動、ゆったりした服を着て足を伸ばして寝ることが大切です。



### 3. 平時の活動

#### (1) 地域の特性を知る

事前に地域のハザードリスクや人口比等の地域特性を把握し、地域の被害予測に基づいた防災対策をとることが大切です。

#### 【 校区／町】災害の危険性

災害の種類	危険性	対象地域
洪水	●●川浸水地域 1.0～4.0m 浸水	●●町、○○町
台風	高潮被害	○○町
土砂災害	—	—
竜巻	過去竜巻による被害有	□□町
津波	●●川で津波の遡上による浸水予測有	●●町、○○町
地震	最大震度 7 川沿いは液状化の危険性有 住宅地のため、大規模火災が発生する危険性が高い 道路が狭い	△△町
津波		
その他	平成 20 年に●●川に越水による浸水被害有	●●町、○○町

## 【 校区／町】地域特性

地域特性	内容	備考
立地	●●川流域にあり、低い土地が多い 一部地域は川を埋め立てて造られている	●●町、〇〇町
	川から離れたところは畑や田んぼが多く民家は少ない	△△町
住民	住宅地のため、全世代が満遍なく暮らしているが、昼間は若者が働きに出ているため、家に残っているのは高齢者が多い 公営住宅には、外国人住民が多い	●●町、〇〇町
	畑や田んぼの地域は民家が少なく、高齢者が多い	△△町
交通	電車は通っておらず、主たる交通手段は車 幹線道路はあるが、住宅地の道路は狭い	
危険箇所	●●川周辺をはじめ、看板や古民家など	マップ参照
その他	高齢者入所施設がある デイサービスがある ●●町では地域住民による活動が活発	〇〇老人ホーム入居者の避難を支援する必要がある

## (2) 地域の資源を知る

地域の特性を把握するとともに、人・団体・場所など地域の資源も事前に把握し、いざというときに資源が活用できるよう調整を図っておくことが大切です。

### 【 校区／町】地域資源

項目	地域資源	備考
避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●校区市民館</li> <li>●●小学校</li> <li>○△中学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●町、○○町が●●小学校</li> <li>△△町が○△中学校</li> <li>へ避難予定</li> </ul>
人・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●消防団</li> <li>●●女性防火クラブ</li> <li>●●PTA</li> <li>防災リーダー 名</li> <li>災害時通訳ボランティア 名</li> <li>有資格者（協力の申し出有）</li> <li>看護師 名</li> <li>介護士 名</li> <li>保育士 名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●○訪問看護ステーション、○</li> <li>●ケアプランセンターと協力して地域の方の安否確認を行う</li> </ul>
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●デイサービス</li> <li>○○老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○老人ホームはロビーを開放してくれる</li> </ul>
資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●校区備蓄品（●倉庫に保管）</li> <li>トランシーバー 10台</li> <li>救助器具</li> <li>テント</li> <li>簡易トイレ</li> <li>●●町備蓄品（△倉庫に保管）</li> <li>救出器具</li> <li>テント</li> </ul>	
消火器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マップ参照</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●に災害対応自販機有</li> </ul>	

### (3) 台帳等の整備

地域特性・地域の資源を把握したら、それぞれの地域事情を反映した台帳を作成しておくといでしょう。

#### 【 町】防災台帳

##### 《防災会役員名簿等》

役職・班名	名前	電話	業務内容
防災会長			全体の把握・調整・指揮、校区防災会への報告など
防災副会長			会長補佐
消火班長			初期消火
消火班			
救出救護班長			救出救護指揮
救出救護班			救出
救出救護班			応急救護者へ搬送指揮
情報班長			被害状況・安否確認等取りまとめ
情報班			
情報班			
避難誘導班長			避難誘導方針決定
避難誘導班			
生活班長			炊き出し協力・在宅避難者向け物資配布・生活相談
生活班			
避難所運営班長			避難所運営委員会の立ち上げ
避難所運営班			
衛生管理班長			ごみ処理方針決定・感染症対策検討・衛生管理徹底
衛生管理班			
要配慮者対策班長			要配慮者に対する安否確認・支援方法等の検討、乳幼児・妊産婦への支援方針検討
要配慮者対策班			
要配慮者対策班			
安全点検班			住宅地や避難所の巡回・点検、危険箇所の周知

※防災会役員だけでは人員不足の場合、防災会役員以外から事前に決めておくか、発災後に避難者から選出してください。

《資機材》

資機材名	数	保管場所	使用用途
〇〇町倉庫の鍵	3	会長・両副会長が所持	倉庫を開ける
ジャッキ	2	〇〇町倉庫	救助
スコップ	2	〇〇町倉庫	救助
テント	2	〇〇町公民館	町防災会本部で使用
ビニール袋(黒)	100	〇〇町倉庫	トイレで使用
トランシーバー	10	各組長が所持	安否確認連絡用

《避難所》

避難所	電話	無線番号	避難する自治会
校区市民館			
小学校			
中学校			

《避難生活が可能ない民間施設》

場所	受入人数	連絡先	備考
〇〇老人ホームロビー	10人程度		高齢者優先

《一時避難場所》

組名	一時避難場所	備考
一組	〇〇公園	
二組	●●広場	〇〇老人ホーム入居者と一緒に避難
三組	23号バイパス料金所	
四組	〇〇ビル	

## 《協力してくれる団体・人》

団体名・個人名	連絡先	内容
消防団		避難広報、初期消火、救出救護
女性防火クラブ		避難広報、救出救護
赤十字奉仕団		炊き出し
〇〇建設会社		救助用資機材の提供
〇〇動物病院		被災ペットの受け入れ
防災 太郎		看護師の資格有、救護活動に協力

## (4) 防災マップづくり

防災台帳ができたなら、地域の防災マップを作成（修正）し、地域住民に危険箇所や避難方法等を周知しましょう。本市の『防災まちづくりモデル校区事業』ですでにマップを作成している校区は、定期的にマップの見直しを行いましょう。

### 《防災まちづくりモデル校区事業実施（マップ作成済み）校区一覧》

年度	作成校区
平成 25 年度	汐田校区、賀茂校区、芦原校区
平成 26 年度	下地校区、栄校区、野依校区
平成 27 年度	多米校区、前芝校区、幸校区
平成 28 年度	吉田方校区
平成 29 年度	牟呂校区
平成 30 年度	津田校区、磯辺校区
令和元年度	東田校区
令和 3 年度	旭校区
令和 4 年度	小沢校区、老津校区、松山校区

※令和 2 年度は新型コロナウイルス蔓延により中止

※嵩山校区、下条校区、杉山校区、富士見校区は独自でマップを作成

#### 防災まちづくりモデル校区事業

地域防災の担い手である自治会と学校が協同し、まちの危険箇所や災害の資機材等の位置確認を行い、自分の町の『防災コミュニティマップ』を作成する事業。

- ・まち歩き ・地図づくり ・勉強会
- ・小学生の発表会 ・校区防災訓練 などを行う



## (5) 防災啓発活動・防災訓練・資材等の確保等

### (i) 防災啓発活動

平時は、より多くの地域住民が自ら災害への備えを行えるよう防災啓発活動を行うと良いでしょう。防災啓発活動は、防災リーダーによる出前講座、本市による出前講座、回覧板でチラシを回す、地域のイベントで防災のコーナーを設ける、ハザードマップを貼り出すなどの方法があります。困った場合は、防災危機管理課にご相談ください。

### (ii) 防災訓練

校区・町それぞれの単位で防災訓練を定期的に行いましょう。防災訓練は、安否確認訓練・避難訓練・避難所開設訓練・小学校と共同で行う訓練など様々な内容で実施することができます。防災訓練を実施するにあたっては、本市が作成した『防災訓練メニュー』を見ながら、様々な組織の人と一緒に企画を行うようにしましょう。訓練の計画に困った場合は、防災危機管理課（電話：51-3126 メール：[bousaikunren@city.toyohashi.lg.jp](mailto:bousaikunren@city.toyohashi.lg.jp)）にご相談ください。

### (iii) 資機材の確保

公助による備蓄品も避難所ごとに備えられていますが、地域の実情に応じた資機材等を校区・町ごとに備えておく良いでしょう。

#### 校区・町防災会で備えておくよいもの（例）

リヤカー・救助用資機材・トランシーバー・安否確認タオル・簡易トイレ・発電機・メガホン・ラジオ・腕章・ヘルメット・ブルーシート など

※校区・町の実情に応じて備えましょう。

※資機材を備蓄した場合は、訓練等で使用し、使用方法・保管場所を定期的に周知するようにしましょう。



#### (iv) 本市が実施する各種講座等

本市では、毎年地域の防災活動を担う人材を育成するため、「とよはし防災リーダー養成講座」「とよはし防災リーダーフォローアップ講座」「家具固定インストラクター講座」など様々な講座を実施しています。地域防災活動の活性化のため、本市主催の防災イベントや各種講座をぜひご活用ください。

《各講座等の例年の実施時期》

月	市主催イベント
5～6月	豊橋市水防訓練
6～7月	とよはし防災リーダー養成講座
7～9月	災害ボランティアコーディネーター養成講座
8～9月	豊橋市総合防災訓練
11月	津波防災訓練
11～12月	家具固定インストラクター講座
2月	とよはし防災リーダーフォローアップ講座

#### 防災対策等に活躍する方々

##### とよはし防災リーダー

防災に関する知識・技術を習得し、自主防災組織の活性化のために活動を行います。平時は、防災訓練の企画・運営、市の防災イベントへの参加、地域への防災啓発活動を行い、災害時には自主防災組織と一緒に応急救護活動、地域の復旧・復興活動を行います。

##### 家具固定インストラクター

地域住民の家具固定を推進するために、適切な家具固定に関する指導を行います。

##### 災害ボランティアコーディネーター

被災者のニーズを把握し、様々な地域から来る災害ボランティアと支援が必要な被災者（地域）のマッチングを行います。

大地震などの際に開設される災害ボランティアセンター（総合福祉センター「あイトピア」）などで支援にあたります。

##### 災害時通訳ボランティア

災害時に、避難所等でコミュニケーションに困る外国人の支援を行います。

## 4. 災害時の活動

### (1) 洪水・台風・竜巻

#### (i) 事前の対策

浸水の危険がある地域は、隣近所で協力しあって土のうを積むなど浸水防止対策を早めに進めましょう。台風の際は、事前に雨風の強さや進路などが概ね分かるため、飛びそうな物の固定など台風の事前対策を万全に行うよう地域住民への周知を行いましょう。また、避難場所や経路の確認、非常持出品の準備などいざという時の備えを再確認しましょう。

大雨や台風の際は、河川や用水路に近づくと危険なため、河川には決して近づかず、水位計や河川カメラ等で水位の状況を把握するようにしましょう。

#### 水位計・河川カメラ

豊川：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所 河川防災情報  
柳生川・梅田川・佐奈川・音羽川：愛知県川の防災情報  
その他河川・用水路：豊橋市河川ライブカメラ



#### (ii) 水害発生時の行動

居住地域に対し避難情報が発令された場合は、地域住民への周知を行いましょう。避難に時間がかかる高齢者・小さな子どもがいる家族などは「警戒レベル4：避難指示」を待つことなく速やかに避難行動を取りましょう。近年の集中豪雨は短時間に大量の降雨があり、急激な河川水位の上昇が考えられるため、早めの行動を促すことが重要です。

指定避難所に避難する場合は、近隣の第一指定避難所（校区市民館・地区市民館（芦原校区市民館を除く））へ避難するようにしましょう。その際は、食料や暖を取るものなどを持参するようにしましょう。

#### 《警戒レベルと取るべき行動》

警戒レベル	河川水位基準	取るべき行動
警戒レベル3 高齢者等避難	避難判断水位	避難に時間がかかる人は避難開始 避難経路・場所・非常持出品等の再確認
警戒レベル4 避難指示	氾濫危険水位	全員避難開始
警戒レベル5 緊急安全確保	—	建物の2階以上等少しでも安全な場所で命が助かるような行動を取る

※河川水位基準は、あくまで目安のため、上記基準で必ずしも避難情報が発令されるわけではありません。

### (iii) 風水害による被害が発生した場合

浸水被害が発生した場合、家庭などから大量の災害ごみが発生します。被災者だけの片付けは困難なので、自主防災組織として災害ボランティアなどの協力を得ながら処理を行きましょう。

- ・床、庭、家回りを消毒するようにしましょう。(屋内：逆性石鹼、屋外：クレゾール石鹼液 など)
- ・床上浸水のときは、畳を日光に干し、石鹼水でよく洗いましょう。
- ・家具調度品、下駄箱、履物などもよく洗い消毒しましょう。
- ・灯油など危険物の漏れ出しがないか確認しましょう。
- ・電線の断線があれば、触らず電力会社へすぐに連絡しましょう。



## (2) 地震

### (i) 地震発生中の行動

まずは、自分や家族の身の安全を確保しましょう。

倒れそうなものや落ちそうなものが近くにある場合は、机の下にもぐる、離れるなどの行動を取るようにしましょう。

#### マメ知識

揺れている時間が長い場合は、南海トラフなどの海溝型地震、10秒程度の短い時間であれば断層型地震である可能性が高いと言われています。

自分の地域が地震でどのような影響を受けるか事前に確認しておきましょう。



### (ii) 地震直後の行動～状況確認・津波浸水地域の避難誘導～

揺れがおさまったら、使用中の火気を素早く消し、家族の安否や家の状況を確認し、安全が確保された時点から自主防災組織の活動を開始します。活動や避難で家を離れる場合は、出火対策として必ず電気のブレーカーを切るようにしましょう。

津波の浸水が想定される地域は、いち早く浸水想定地域から離れるようにしましょう。津波避難の基本は、「できるだけ遠くへ」、「できるだけ高い場所へ」です。地域の人に避難の声掛けを行いながら、率先して避難します。その際に、要配慮者の避難を手伝うための人出を確保し、要配慮者の避難を支援するようにしましょう。

#### 津波の来襲予測（理論上最大モデル）

太平洋側：最短 4分、最大津波高 19m

三河湾側：最短 77分、最大津波高 2.9m



### (iii) 地震直後の行動～出火防止・初期消火～

津波浸水想定地域外の校区・町防災会は、消火班が中心となり、地域住民に出火防止策の広報を回りながら、出火がないかの確認を行います。出火している場合、地域住民の協力を得ながら初期消火を行い、火災の延焼を防止しましょう。火災が燃え広がって危険な場合は、消火するよりも広域避難場所等への避難誘導を速やかに行いましょう。

#### 広域避難場所（様式集 p31）

大地震によって、大火災が発生した場合、火災から命を守る場所

豊橋公園、東田公園、向山緑地、高師緑地、牛川遊歩公園、岩田運動公園、幸公園



### (iv) 地震直後の行動～安否確認、救助・救護活動～

大地震が発生すると、家屋の倒壊等により多数の生き埋めや負傷者が出てしまうことが予想されます。救出・救護班が中心となり、公的機関の到着を待つことなく住民と協力しながら近隣住民の救出・救助活動、救護活動を行いましょう。救出・救助の際は、二次災害が起こらないよう複数人で安全確認をしながら行うようにしましょう。救助された人は最寄りの応急救護所へ運び、トリアージを受けるようにしましょう。

情報班・要配慮者対策班は地域住民の安否確認を行って情報の取りまとめを行うと同時に、要配慮者の家庭を巡回し、安否確認を行いながら電気・ガス・水道等の安全確認を行い、二次災害を防ぐようにしましょう。

#### <生き埋め者の救助にあたって>

生き埋め者を発見した場所・時刻、発見してから救出するまでの時間、人数、発見時の様態等を把握しておき、消防や警察等の機関に報告できるようにしておきましょう。

チェック項目	記入欄
発見場所は？	
発見時刻は？	
発見した者は？	
発見から救出までの時間は？	
人数は？	
様態は？	

#### トリアージ

大規模災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、傷病者に治療優先順位を決めること。



(v) 地震直後の行動～安全点検・避難誘導～

避難誘導班・安全点検班は、地域住民の避難が開始される前に、避難経路の安全確認、避難所施設の安全点検を行いましょ。家屋の損壊で道路が封鎖されている、道路に亀裂が走っている等の危険箇所が発見された場合、その付近を地域住民が通らないよう通行止めをしておきましょ。避難所施設の安全点検の結果、施設の損壊、ひび割れ等で避難所の開設が難しい場合、その施設を立ち入り禁止にして市災害対策本部へ報告するとともに、他の避難所へ移動するよう地域住民へ周知を行いましょ。

すべての安全確認が終わったら、家屋が損壊した等で避難所での生活を希望する地域住民を避難所へ誘導しましょ。在宅避難を希望する地域住民に対しても安否確認・物資配布等のため、最寄りの避難所への登録を行うよう周知しましょ。

<地震発生直後各班の活動>

<b>地震発生</b>	
総務班	出火防止策・ブレーカー切る 身の安全確保・家族の安否確認
消火班	
情報班	
救出・救護班	
要配慮者対策班	
避難誘導班	
安全点検班	
生活班	
避難所運営班	校区防災会本部の立ち上げ 出火防止広報・初期消火 安否確認、救出・救護活動 避難経路の安全確認、避難所施設の安全点検 安否確認、救出・救護活動 避難所の開設

※津波浸水地域は、津波からの避難を最優先に行うこと。

(vi) その後の活動～避難所開設・運営、情報の把握・管理～

安否確認、救出・救護活動を行いつつ、校区・町防災会（総務班や避難所運営班）が中心となり、避難所の開設を行いましょ。避難所の運営は避難所運営委員会を立ち上げて行いますが、初期の開設・運営は校区・町防災会が主導することで混乱なく避難所を開設することができます。詳しくは（3）避難所運営（p25～）を参照してください。

大規模災害時は、情報が入手しにくく、不確かな情報やデマによって地域住民が混乱しないよう校区・町防災会が中心となって、正確な情報を収集し地域住民へ伝えるよう心がけましょ。被害状況や安否確認情報等については、校区防災会から市災害対策本部へ伝えるようにしましょ。

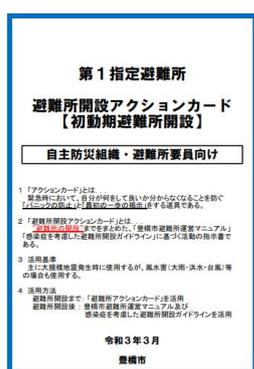
### (3) 避難所運営

#### (i) 避難所の開設

校区・町防災会が中心となり、避難所開設BOX内にあるアクションカードに従い避難所の開設を行います。各指定避難所には避難所要員が配置されていますが、避難所要員の到着を待つことなく避難所の開設を行きましょう。小中学校で避難所を開設する場合は、校区防災会と学校が協議して作成した『学校が避難所になった場合の施設利用計画』を基に避難所の開設を行きましょう。

避難所を開設する前に必ず施設の安全点検を行い、危険箇所がある場合は必ず立ち入り禁止にするようにしましょう。

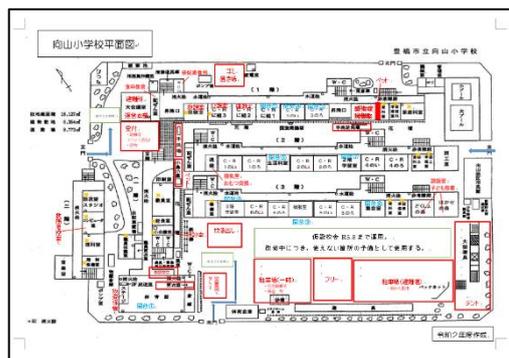
避難所は特定の校区の地域住民のみが利用できるわけではないため、他校区の住民を拒絶することなく、協力して避難所を運営するようにしてください。



アクションカード



避難所開設BOX  
避難所開設に必要な  
ものが入っている



施設利用計画  
小・中学校で作成

#### (ii) 避難所運営委員会の立ち上げ

避難者の受付等が落ち着いたら、避難所を運営するための「避難所運営委員会」を立ち上げます。避難所運営委員会は、避難者から広くメンバーを募ります。高齢者・障害者・男性・女性・外国人・小さな子どもがいる家族等いろいろな立場の人が参加できる組織とすると様々な意見が取り入れられてより良い避難所にすることができます。

避難所運営委員会を立ち上げたら、避難者からの要望や苦情、物資の配布方法等様々な課題を解決するために定期的に会議を開催し、避難所のルール等を整理するようにしましょう。会議に際しては、避難所要員や施設管理者にも参加してもらい、施設利用方法等の相談、災害対策本部（地震警戒本部）への要望等についても話し合うと良いでしょう。  
※避難所の運営について、詳しくは『避難所運営マニュアル』を参照してください。

### (iii) 在宅避難者への支援

避難所で生活する人以外にも、避難所での集団生活ができない、避難所まで歩いて避難できない、家が壊れていない等の理由で在宅避難を行う地域住民がいます。在宅避難する場合も、一定期間経過すると備蓄物資が底をつき支援物資が必要になったり、在宅避難生活を送るために介護等の支援が必要になったりするため、在宅避難者向けの支援を行う体制を整えましょう。

過去の震災では、在宅避難者を被災者と認めず物資を渡さない等の事例が見受けられました。在宅避難者にも避難所運営や在宅避難者への支援に参加してもらいつつ、避難所で生活する人以外への支援もしっかり行いましょう。

具体的には、在宅避難者向けの物資の受け渡し拠点を作る、障害者や高齢者などの介護が必要な地域住民の生活支援を行う、高齢者・障害者等の支援者へ連絡を取る、家の片付けを手伝う等が挙げられます。



### (iv) 要配慮者への支援

避難所では、幅広い年齢、様々な背景の人が集団生活を送ることになります。要配慮者への配慮・支援を行えるようしっかりと体制を整えることが大切です。

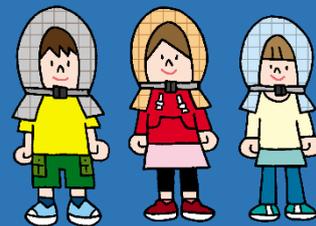
具体的には、介護が必要な避難者への支援方法や生活場所の配慮、外国人の食事、イスラム教徒の礼拝、子どもの居場所や心のケア、妊産婦の休息場所の確保、乳児の居場所や授乳場所の確保などが挙げられます。それぞれの立場でどのような配慮が必要か、意見を取り入れられるような体制づくりをしておきましょう。

#### 避難所託児の重要性

大規模災害時には遺児が避難所に来たりするほか、育児を理由に保護者が家の片付けや地域活動に参加できないことが考えられます。

地域の早期復旧のためにも、避難所内に託児スペースを作ることが重要です。

過去の震災でも、中高生のボランティアが避難所内に託児スペースを作った事例があります。



#### 乳幼児・妊産婦の居場所づくり

妊婦・産婦は、体力的にも、精神的にも特別な配慮が必要です。スペースが許せば、個別の部屋等を確保しましょう。

乳幼児は大人と比較して病気を防ぐため、衛生面等で特に配慮が必要となります。体育館以外の部屋で過ごせるようスペースを確保しましょう。

## 5. 防災関係機関等連絡先

### (1) 関係機関連絡先

関係機関	連絡先
豊橋市災害対策本部（災害時）	51-2055
豊橋市防災危機管理課	51-3116
豊橋市中消防署	52-0119
豊橋市南消防署	46-0119
豊橋市上下水道局	51-2702
豊橋市保健所・保健センター	39-9111
愛知県東三河総局	54-5111
豊橋警察署	54-0110
愛知県東三河建設事務所	52-1311
中部地方整備局豊橋河川事務所	48-2111
豊橋郵便局	52-2102
豊橋南郵便局	47-6902
NTT 西日本	局番なし 113
中部電力パワーグリッド豊橋支社	0120-985-633
ソーラエナジー	32-5511
JR 東海豊橋駅	050-3772-3910
名古屋鉄道豊橋駅	52-7681
豊橋鉄道（渥美線）	45-4927
豊橋鉄道（市内線）	61-5771
愛知県救急医療情報センター	63-1133
豊橋市災害ボランティアセンター（本部）	52-1111



豊橋市防災危機管理課

令和5年1月発行

